

議案第 5 号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を踏まえ、条例の一部を改正するものです。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和５９年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第１６条第２項中「一部を」を「全部又は一部を」に改め、「地方公務員法」の次に「（昭和２５年法律第２６１号）」を加える。

附 則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。ただし、第１６条第２項の改正規定（「一部を」を「全部又は一部を」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

議案第 5 号資料

○企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 5 9 年条例第 6 号）新旧対照表

改 正 案	現 行
(略) (給与の減額) 第 1 6 条 (略) 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の<u>全部又は一部を</u>勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が 5 5 歳に達した日以後の日で当該職員がその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（<u>地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条の 6 第 1 項に規定する定年退職日</u>をいう。）までの期間中、1 週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 (略)	(略) (給与の減額) 第 1 6 条 (略) 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の<u>一部を</u>勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が 5 5 歳に達した日以後の日で当該職員がその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（<u>地方公務員法</u> <u>第 2 8 条の 6 第 1 項に規定する定年退職日</u>をいう。）までの期間中、1 週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 (略)